

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（案）概要

項 目	改 正 案	現 行	施 行 期 日
1 寄附金税額控除に係る特例控除の見直し	<p>平成26年度から平成50年度までの間、寄附金税額控除における特例控除額の算定について次のとおりとする。</p> <p>【特例控除額】 次の 及び の合計額 $(\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times 100 \text{分の} 6$ $(\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times \{ 90\% - (\text{所得税の限界税率} (0 \sim 40\%)) \times 1.021 \}$ $\times 5 \text{分の} 3 ()$</p> <p>の算定に当たっては、所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率(100分の2.1)を乗じて得た率を加算することとし、所得割の1割を限度とする。</p>	<p>【寄附金税額控除における特例控除】 都道府県又は市区町村に寄附金を支出した場合、翌年度の区民税から次の 及び を合計した税額を控除する。</p> <p>$(\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times 100 \text{分の} 6$ $(\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times \{ 90\% - \text{所得税の限界税率} (0 \sim 40\%) \} \times 5 \text{分の} 3$</p> <p>ただし、 は所得割の1割を限度とする。</p>	平成26年1月1日
2 公的年金等からの特別徴収における徴収方法及び仮特別徴収税額の見直し	<p>特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に区外に転出した場合においても、一定の要件の下、<u>年金特別徴収を継続する。</u></p> <p>仮特別徴収税額については、特別徴収対象年金所得者の<u>公的年金等所得に係る前年度分の区民税額の2分の1の額とする。</u></p>	<p>賦課期日以後引き続き区内に住所を有する者でない者は、<u>特別徴収対象年金所得者から除く。</u></p> <p>仮特別徴収税額については、<u>前年度に年金から特別徴収された年金所得に係る特別徴収税額の額とする。</u></p>	平成28年10月1日
3 延滞金の見直し	<p>延滞金の利率を次のように引き下げる。</p> <p>納期限の翌日から納付又は納入があった日までの期間 年14.6%(ただし、<u>特例基準割合()が年7.3%に満たない場合は、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合</u>)</p> <p>納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3%(ただし、<u>特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、特例基準割合</u></p>	<p>納期限の翌日から納付又は納入があった日までの期間 年14.6%</p> <p>納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3%(ただし、<u>特例基準割合()が年7.3%に満たない場合は、特例基準割合</u></p>	平成26年1月1日

	<p>に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%))</p> <p>特例基準割合 当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合</p> <p>【還付加算金】 地方税法に規定 年7.3%(ただし、特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、特例基準割合)</p>	<p>合)</p> <p>特例基準割合 各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合</p>	
4 公益法人等に対する譲渡所得等に係る課税の特例の見直し	<p>右記の特例に係る課税の対象となる公益法人等に、非課税の特例の適用を受けた財産(幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供しているものに限る。)を有する公益法人等から当該財産の贈与を受けた他の公益法人等(幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者に限る。)を加える。</p>	<p>当分の間、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる財産が、公益目的事業の用に供されなくなったこと等、一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、寄附した者が本来負担すべき譲渡所得等に係る区民税の所得割を、当該寄附を受けた公益法人等に対して課すこととする。</p>	平成26年1月1日
5 住宅借入金等特別税額控除の拡充及び適用期限の延長	<p>右記の対象者に平成26年から平成29年末までに入居した者を加えるとともに、平成26年4月以降に入居した者の当該住宅の取得等に係る消費税額等が、新税率による消費税額相当額である場合は、控除限度額を「所得税の課税総所得金額等の額×$\frac{100}{100}$分の4.2(上限額は、8.19万円)」とする。</p>	<p>【住宅借入金等特別税額控除】 所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を翌年度分の特別区民税から控除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 平成21年から平成25年までに入居した者 2 控除期間 入居した年の翌年から10年間 3 控除額 次のいずれか少ない額 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額×$\frac{3}{10}$ 所得税の課税総所得金額等の額×$\frac{100}{100}$分の3(上限額は、5.85万円) 4 控除方法 税額控除 <p>平成11年から平成18年までに入居した者に対する住宅借入金等特別税額控除は、平成20年度分から平成28年度分までの特別区民税に適用</p>	平成27年1月1日
	<p>右記の特例の対象者に平成26年から平成29年末までに入居した者を加えるとともに、平成2</p>	<p>東日本大震災により居住用家屋を滅失等した者が、住宅の再取得、増改築等をした場合において、</p>	

	6年4月以降に入居した者の控除限度額を「所得税の課税総所得金額等の額×100分の4.2(上限額は、8.19万円)」とする。	所得税における東日本大震災に係る住宅ローン控除の特例の適用を受けたときは、重複して住宅借入金等特別税額控除の対象とする。	
6 上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例	右記の特例に、特定公社債等に係る利子所得を加える。	上場株式等の配当所得に係る課税方式について、申告分離課税を選択した場合の区民税の税率を100分の3とする。 平成26年度分までは、100分の1.8とする。	平成29年1月1日
7 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例制度の見直し	右記の特例について、非上場株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等を次のとおり別々の分離課税制度とする。 1 一般株式等に係る譲渡所得等 一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等について、当分の間、他の所得と区分し、区民税の税率を100分の3とする。 2 上場株式等に係る譲渡所得等 特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等について、当分の間、他の所得と区分し、区民税の税率を100分の3とする。	株式等に係る譲渡所得等について、当分の間、他の所得と区分し、区民税の税率を100分の3とする。 上場株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の税率については、平成26年度分までは100分の1.8とする。	平成29年1月1日
8 条約適用利子及び条約適用配当に係る課税の特例	右記の特例に、 <u>申告不要特定配当等に係る利子所得</u> を加える。	租税条約実施特例法に定める利子及び配当所得等について、他の所得と区分し、区民税の税率を「(100分の5-限度税率)×5分の3」とする。 特定外国配当等のうち、一定の要件を満たす場合の区民税の税率については、平成26年度分までは100分の1.8とする。	平成29年1月1日
9 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の見直し	右記の特例等について、当該家屋に居住していた相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該家屋を被相続人が取得した日から所有していたものとみなして特例等を適用する。	居住用財産の買換えの特例等について、居住用家屋が東日本大震災により滅失した場合には、当該家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災のあった日から7年を経過する日の属する年の12月31日まで延長する。	平成26年1月1日